

一般社団法人東北地域医療支援機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東北地域医療支援機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区小松島四丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東日本大震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの再生といった地域の要請を踏まえ、宮城県及び学校法人東北医科薬科大学(以下「東北医科薬科大学」という。)と連携し、東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度(以下「修学資金制度」という。)への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東北医科薬科大学に対する資金循環型の修学資金の原資の助成
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東北地方において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は次に掲げるものとする。

- (1) 学校法人東北医科薬科大学
- (2) 宮城県
- (3) 理事会の承認を得た団体及び個人

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、

その承認を受けなければならない。

第7条 削除

(任意退社)

第8条 社員は、理事会の定めるところによって届け出ることにより、退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 社員総会の同意があったとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみ

なす。

- 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事が当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第33条 この法人は、第3条の目的を達成するために、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(修学資金制度助成基金)

第34条 この法人に、修学資金制度への助成を目的とした基金（以下「助成基金」という。）を設置する。

- 2 助成基金は特定財産とし、修学資金制度助成基金積立資産（以下「基金積立資産」という。）として管理する。
- 3 基金積立資産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、社員総会の決議を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。
- 4 助成基金の設置及び管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時社員総会に報告するものとし、第3号から第5号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の不分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県において発行する河北新報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 43 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職を置く。

- 2 事務局の組織、職制及び事務分掌等運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

附 則

(最初の事業年度)

- 1 この法人の最初事業年度は、この法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高柳 元明
設立時理事	伊東 昭代
設立時理事	加藤 俊憲
設立時理事	佐々木 昭男
設立時理事	野家 啓一
設立時代表理事	高柳 元明
設立時監事	千葉 信博

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	仙台市青葉区小松島四丁目 4 番 1 号
設立時社員	学校法人東北薬科大学

住所	仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
設立時社員	宮城県

(法令の準拠)

- 4 本定款に定めのない事項は、全て一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、令和元年 6 月 5 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条第 1 項第 1 号の改正規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。